大阪府警察万博対策本部運営規程（令和５年大阪府警察本部訓令第15号）

（趣旨）

第１条　この訓令は、大阪府警察万博対策本部の設置等に関する規則（令和５年大阪府公安委員会規則第　号。以下「設置規則」という。）第８条及び第９条の規定に基づき、万博対策本部の職の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所属及び所属長）

第２条　万博対策本部は大阪府警察組織規程（平成６年大阪府警察本部訓令第41号）第２条第１号に規定する所属とし、万博対策本部長は同条第２号に規定する所属長とする。

（管理官）

第３条　万博対策本部に、管理官を置くことができる。

２　管理官は、上司の指揮を受け、万博対策本部の事務のうち万博対策本部長が警務課長と協議して定めるところにより、分担事務を処理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

３　管理官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

（万博対策本部長補佐）

第４条　万博対策本部に、万博対策本部長補佐（以下「補佐」という。）を置く。

２　補佐は、上司の指揮を受け、別表に掲げる分担事務を処理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

３　管理官に、補佐を兼ねさせることができる。

４　総務担当の補佐は、万博対策副官が兼ねる。

５　補佐は、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

（主幹）

第５条　万博対策本部に、主幹を置くことができる。

２　主幹は、上司の指揮を受け、万博対策本部長が指定する事務を処理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

３　主幹は、一般職員をもって充てる。

（係の設置）

第６条　万博対策本部長は、万博対策本部の事務を処理するため、警察本部長の承認を得て係を置くものとする。

（係長及び主査）

第７条　係に、係長を置く。

２　万博対策本部に、主査を置くことができる。

３　係長及び主査は、上司の指揮監督を受け、万博対策本部長が定める担当事務を処理する。

４　係長は警部補の階級にある警察官又は一般職員を、主査は一般職員をもって充てる。

（主任及び係員）

第８条　係に、主任及び係員を置くことができる。

２　主任及び係員は、上司の指揮監督を受け、担当事務に従事する。

３　主任は巡査部長の階級にある警察官又は一般職員を、係員は巡査の階級にある警察官又は主事をもって充てる。

（万博対策官の担当事務）

第９条　万博対策官は、設置規則に規定する事務のほか、特命事項に関する事務を掌理する。

　(訓令等における特例）

第10条　万博対策本部長は、大阪府警察行政文書管理規程（平成13年大阪府警察本部訓令第23号）その他の訓令（通達を含む。）において万博対策本部長の職務として規定されている事項については万博対策官に、万博対策官の職務として規定されている事項については万博対策副官にその職務を行わせることができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

 (1)　警察本部長が万博対策本部の任務として特に命じた事項

 (2)　万博対策本部の任務を達成するために特に重要又は特異と認められる事項

 (3)　前２号に掲げるほか、他の所属長との均衡を著しく逸すると認められる事項

　　　附　則

　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 分担事務 |
| 総務 | １　万博対策本部の庶務に関すること。 |
| 企画第一 | １　2025年日本国際博覧会に関する警察事務の総合的調査、研究及び企画に関すること。２　2025年日本国際博覧会に関する関係機関との連絡調整に関すること。３　2025年日本国際博覧会に関する警察事務の記録に関すること。４　別に定める大阪府警察2025年日本国際博覧会対策委員会の庶務に関すること。 |
| 企画第二 |
| 企画第三 |
| 対策第一 | １　2025年日本国際博覧会に関する生活安全対策及び刑事対策の調査、研究及び企画に関すること。２　2025年日本国際博覧会の生活安全対策及び刑事対策に関する主管部課との連絡調整に関すること。３　他の所管に属しない2025年日本国際博覧会に関する対策の調査、研究及び企画に関すること。４　他の所管に属しない2025年日本国際博覧会の対策に関する主管部課との連絡調整に関　すること。 |
| 対策第二 | １　2025年日本国際博覧会に関する交通対策の調査、研究及び企画に関すること。２　2025年日本国際博覧会の交通対策に関する主管部課との連絡調整に関すること。 |
| 対策第三 | １　2025年日本国際博覧会に関する警備対策及び地域警察活動の調査、研究及び企画に関すること。２　2025年日本国際博覧会の警備対策及び地域警察活動に関する主管部課との連絡調整に関すること。３　2025年日本国際博覧会の警察通信対策に関する大阪府情報通信部との連絡調整に関すること。 |